

第40回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年4月23日(金) 16:30~17:00

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから第40回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部を開催いたします。
なお本日は青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 萱場会長にオブザーバーとして御出席いただいております。

本日の手話通訳者は古田美絵さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。はじめに「危機対策本部の対応状況」につきまして統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください、本日の会議の開催趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更及び同感染症の感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請についてです。発生状況等については、このあと健康福祉部より説明がございます。

県の対応について、めくっていただいて2ページ上に各部の対応状況がありまして、変更箇所は以下のページにアンダーラインで引いてございますが、いずれも前回の会議に際して春祭りのイベント等の開催時期に合わせた様々な対応の部分にアンダーラインが引かれておりますので、内容の説明については省略させていただきます。後ほど御確認ください。この資料については以上です。

○坂本危機管理局次長

「感染症の状況」につきまして、健康福祉部長より説明がございます。

○奈須下健康福祉部長

それでは資料2、資料3に基づきまして新型コロナウイルスの感染状況について御説明いたします。

まず資料2でございます。県内の現在の状況ですが、これは4月22日16時30分時点での感染者等の数値を載せております。これまでに判明した感染者1,408名、入院中の感染者60名、宿泊療養施設利用者61名、自宅療養者32名となっております。

なお本日現時点までに、このほか新たに判明した陽性者が27名おります。

検査の状況等については以下のとおりとなります。

続きまして資料3に基づいて青森県の感染状況について御説明いたします。

まず日別の陽性者数ですが、この左側の棒グラフで御覧いただけますように、3月下旬から非常に増加している傾向になります。この棒グラフの赤が青森地域、緑がその他の地域を表しておりますが、青森地域で感染者数が非常に多くなっているという状況が見て取れると思います。これを右隣の棒グラフ、月別に表したのですが、3月、4月のところを御覧いただきますと、やはり赤、青森地域の部分がおよそ3分の2程度を占めるような状況になっており、特に青森地域では感染拡大が起きているということになっております。

ページをおめくりいただきまして、上の折れ線グラフになりますが、圏域ごとの直近1週間の陽性者数を人口10万人単位で表したものになります。15のところの横の線が引かれておりますが、これがいわゆるステージ3相当に当たるところになります。この青い折れ線、青森地域が15のところよりも大きく上に跳ね上がっていて、特に3月末から4月にかけて大きく跳ね上がっているということが見て取れると思います。

それから、その下のクラスターの発生状況、4月に入ってからからのクラスターの発生状況になります。4月に入ってから本県でクラスターは14件発生しております。これは4月21

日時点ということで整理しています。この青森県の地図上に、クラスターの発生状況を落とし込んでみますと、やはり青森圏域でのクラスターの発生が顕著となっております。中でも赤丸で示しております飲食店に関連するクラスターが非常に多いという状況になっております。こういったところから、この3月下旬から4月にかけては、特に青森圏域で感染者が急増しているという状況が見て取れます。

その次のページを御覧ください。療養者数の推移をグラフで表したものです。緑の部分が医療機関での入院医療を受けている方、黄色の部分が宿泊療養施設で療養されている方、紫の部分が自宅療養者ということになります。全体を通して入院患者数、宿泊療養者数、自宅療養者数ともに3月後半から4月にかけて非常に増加しているということが見て取れると思います。特に紫の自宅療養者数が4月に入って多くなっているのは青森市における障害者施設での入居者の療養について増えているというような状況にあります。

私からの説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは対処方針の変更ですが資料4を御覧ください。今回、対処方針の変更となりますのは、対処方針の中の最後のところにあります別紙の部分となります。

対処方針に係る別紙ですが、大きく2つございます。1つは飲食店の営業時間短縮の要請に関する部分、そしてもう1つは東京都等を対象とした緊急事態宣言の発出が予定されていることに伴う部分でございます。

はじめに緊急事態措置の部分についてですが、別紙の外出全般というところの4、5、6のところ、それぞれこれまで、まん延防止等重点措置を実施すべき区域となっていたところを緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域という形で変更することとさせていただきます。この部分の変更は以上となります。

次に飲食店の営業時間短縮に関する部分ですが、これが1の部分となります。少し上にあります、区域について、この1以外の部分は青森県全域となりますが、この1の部分については青森市の特定の区域となります。また期間についても、この1の部分については4月27日からということに変更ということになります。

それでは、この営業時間短縮に関わる内容について資料5に基づいて御説明いたします。営業時間短縮の協力要請についてです。今回の協力要請についてですが、青森市本町地区周辺の飲食店において感染が急速に拡大している状況を踏まえ、感染拡大の封じ込めを図るため新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、営業時間短縮の協力要請を実施するものでございます。対象期間については令和3年4月27日0時から令和3年5月9日の24時までということです。対象施設ですが、食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可を受けている以下の施設ということで、1つは接待を伴う飲食店、2つ目は酒類を提供する飲食店ということで、飲食店のうち酒類を提供する状況があれば対象施設になるということとさせていただきます。対象区域ですが青森市繁華街と書いていますが、本町1丁目から5丁目、橋本1丁目ということで最後のページに簡単な図がついております。この囲まれた区域となります。国道4号から見て、柳町通りと平和公園通りに囲まれた区域ということになります。1枚目に戻っていただきますが、要請内容については5時から21時までの時間短縮営業ということとさせていただきます。

次に今回の特措法に基づく協力要請について2枚目を御覧いただきたいのですが、この要請に基づいて全期間、全面的に御協力いただいた場合に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金を支給することとするものでございます。この協力金の内容等につきまし

では、後ほど商工労働部の方から御説明がありますので、私の方からこういう協力金を支給するという仕組みを設けるということを御説明させていただきます。

資料4につきましては以上です。

○坂本危機管理局次長

ここで青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 萱場会長よりご報告がございます。萱場会長お願いいたします。

○青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 萱場会長

昨日専門家会議におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた方策について協議いたしました。

先程から御報告ありましたように、3月下旬から飲食店クラスターが多発しておりまして収束の兆しが見られておりません。協議をいたしましたところ、飲食店における営業時間短縮は今の青森県における感染拡大防止に有効であるという結論に至りました。

また、会議におきましては今回の営業時間短縮だけにとどまらず、今後も引き続き様々な感染拡大防止の方策を実施していく必要があるという意見で一致いたしました。

感染拡大防止に有効な具体的な方策といたしましては、まず1つ、感染の可能性がある利用者を特定できない飲食店等については速やかに名称等を公表する。それから2つ目、今回、営業時間短縮の対象となっていない地域においても感染対策が必要であるということを知ることです。3つ目は感染状況や感染対策に関する県の広報をわかりやすく簡潔に実施するということが挙げられております。

県として今回の各委員の意見を踏まえて、引き続き感染拡大防止に努めていただくように要望いたします。以上でございます。

○坂本危機管理局次長

萱場会長ありがとうございました。続いて今回の補正予算につきまして、商工労働部長より説明いたします。

○相馬商工労働部長

では資料6に基づきまして補正予算の概要を説明させていただきます。令和3年度一般会計補正予算専決第一号についてということで本日4月23日付けの専決処分となっております。まずは補正予算の概要でございますが、今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県からの営業時間短縮要請に協力する飲食店等に対して協力金を支給するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることとしたものでございます。

次に、二番の一般会計補正予算の規模ということで(2)のところになりますが、今回の補正予算額は4億4,023万2千円となっております。

それから三、一般会計補正予算の歳入でございますが、今回の補正予算の財源といたしましては、歳出との関連において、国庫支出金3億5,391万2千円を計上したほか、財政調整基金からの繰入金8,632万円を計上しております。

そして四、一般会計補正予算の歳出ということで補正予算に計上した歳出の内容でございますが、これにつきましては次のページを御覧いただきたいと思っております。先ほど、統括調整部長から説明があったとおり、営業時間短縮の協力要請について、全期間、全面的に協力いただく場合に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金を支給するというものでございます。事業スキームといたしましては、そこにありますとおり県から青森市に対して協力金を支給するのに要する経費を補助することとしておりまして、青森市がスキーム図の右側でございます四角の中で囲んでございます対象飲食店からの申請の受け付け、審査及び協力金の支給事務について行うこととしております。それから対象となる要件でござ

いますが、令和3年4月27日から5月9日までの要請の全期間において、午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこととすとか、業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること等となっております。

そして3番の支給額の単価です。支給単価につきましては、国の取扱いに従いまして施設ごとの売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定することとなっております。まず売上高に基づいて協力金の額を算定するA方式と書いてございますが、1日当たりの売上高に応じて階層が三つに区分されてございます。1日当たり8万3333円の区分につきましては、年間の売り上げにいたしますと3千万円の売り上げになりますが、それと8万3333円から25万円、25万円につきましては年間ですと1億円ということで3千万円と1億円の区分に応じてそれぞれ3つの区分に分かれてございまして、それぞれ日額2万5000円から最大7万5000円まで支給することとなっております。

また、売上高の減少額に基づいて算定するB方式につきましては、日額で最大20万円までを支給することとなっております。この基準に基づきまして、対象飲食店の売上ごとの構成割合をもとに協力金を算定いたしまして、今回補正予算額を計上しております。説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明につきまして質問等ございますれば、よろしいでしょうか。それでは、本部長から指示事項と県民に向けたメッセージをお願い致します。

○三村本部長

まず指示事項であります。

ただいま関係部長から説明がありましたとおり、青森市において飲食店クラスターが多数発生している状況を踏まえ、本町地区周辺の繁華街を対象とした、接待を伴う飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請を行うことといたしました。

関係部にあつては、事業者の皆様方には痛みの伴う措置でありますことを念頭に、青森市と緊密に連携の上で、早急に協力要請の周知を図るとともに、協力金の申請・交付事務の円滑な実施に向けて万全を期すよう指示をいたします。

また、本日、東京都等を対象とした緊急事態宣言の発出が見込まれております。県民の皆様方におかれましては、実施区域との不要不急の往来を控えていただくことについて、御協力をお願いすることとしております。

県の業務に関しましても、これらの地域への出張は、緊急・やむをえない場合を除き避けてください。

以上、現下の厳しい局面を踏まえ、引き続き、危機感を共有の上で、全職員が一丸となって全庁体制で感染拡大防止に取り組むよう指示をいたします。

続きまして、県民の皆様方にお話しさせていただきます。

青森県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、3月上旬以降、新規感染者が急増しますとともに、クラスターの発生が相次いでおり、入院者数及び宿泊療養者数が高い水準となり、医療提供体制への負荷が増大しております。

日ごとに感染状況は厳しさを増しており、このまま感染が拡大し続けると、手術の延期や救急患者の受入困難な状況など、通常の医療提供にも支障が生じかねないところであり、重要な局面に差し掛かっているものと認識をしております。

特に青森市におきまして、4月に入ってから立て続けにクラスターが発生し、その多くが本町地区周辺の繁華街一帯の深夜まで営業している飲食店に関連しており、同地域での感染拡大の封じ込めが急務となっております。

こうした厳しい感染状況に鑑み、今般、専門家会議における御意見も踏まえまして、苦渋の決断ではありますが、4月27日から5月9日までの間、青森市の本町1丁目から5丁目

までと橋本1丁目を対象区域として、食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けている施設で、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店に対し、営業時間を5時から21時までの間に短縮するよう協力要請することとしました。

この措置によりまして、対象施設を運営されている方々には、少なからず影響があるものと考えております。

したがって、営業時間短縮の要請に全期間、御協力いただいた経営者等の皆様方には、協力金を支給することといたしました。

協力金の金額につきましては、定額一律の単価ではなく、中小企業の皆様方には「売上高による方法」又は「売上高減少額による方法」で算定した額を、また、大企業の皆様方には「売上高減少額による方法」で算定した額となります。

詳細については、別添の資料で御確認いただきたいと思います。とっております。

なお、協力金の申請・交付等の手続きにつきましては、青森市の全面的な協力の下、同市において実施することとしており、本日から対象施設に対する制度周知や相談対応を進め、協力要請対象期間終了後、速やかに申請受付を開始することとしています。

協力金に係るお問い合わせ等につきましては、青森市経済部経済政策課事業継続支援チームまでお願いいたします。

厳しい環境に置かれました経営者の皆様方にとりまして、痛みの伴う要請となることについて、私といたしましては、大変心苦しい思いではありますが、何とぞ、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、県民の皆様方には、営業時間短縮要請の対象となっております飲食店を利用される場合には、要請に係る営業時間の範囲内での利用をお願いいたします。

なお、今回の協力要請は、あくまでもウイルスによる感染拡大の封じ込めを図るために、地域の飲食店に御協力をお願いしているものです。したがって、要請の対象となっている飲食店に対しましての「嫌がらせ」などの誹謗中傷等は厳に慎んでいただくよう、県民の皆様方の御理解・御良識を賜りたいと思っております。

また、対象区域内に住んでいる方々に対する「排他的な対応」でありますとか、「差別的な言動」などの偏見・差別等についても絶対にやめてください。これは強く、青森県民としての良識に訴えかけたいと思います。

ウイルスは人から人へと感染します。したがって、「対象区域以外は感染の心配がない」ということではないわけでありまして。

感染の拡大を防ぐためには、県民の皆様方お一人お一人の行動を今からでも変えていただく必要があります。

県民の皆様方に改めて行動変容につきましてお願いいたします。

○御家族や高齢者の方々を感染から守りましょう。

○会食の際には

「普段から一緒にいる人と少人数で」

「飲食中も会話時は必ずマスクを着用」

「酒量は適度にし、短時間とする」

などの対策を徹底することをお願いしたいと思います。

○若い世代の方々も含め、普段の生活においても基本的な感染防止対策を我慢強く継続してくださることをお願いいたします。

次に、県外との往来についてです。政府において、本日、東京都等を対象といたしました緊急事態宣言を発出する見込みとなっております。

県ではこれまで、まん延防止等重点措置の実施区域との不要不急の往来を避けてくださいということをお話ししてきたわけですが、緊急事態措置の実施区域につきましても同様の取扱いをお願いいたします。

したがって、緊急事態措置の実施区域、まん延防止等重点措置の実施区域との不要不急の往来は控えていただくよう、お願いをいたします。そして、こういった地域にお住まい

の方におかれましては、大型連休期間中も、本県への帰省や旅行等は我慢していただきたいと思っております。

2年続けてのお願いとなるわけではありますが、皆様方の愛する御家族や御友人、故郷を守るために、何とぞ御理解と御協力をお願いするところです。

私といたしましては、これまで、春祭りや大型連休を前に、県民の皆様方、事業者の皆様方に感染防止の取組の徹底について重ねてお願いしてきたところでありますが、今般、飲食店に対する営業時間の短縮をお願いせざるを得ない状況に至ったことに、強い危惧を抱いております。

さきほど萱場先生からもお話をいただいたわけですが、繰り返しとなりますが、我々誰しもが感染する可能性があり、また、感染させる可能性があるという認識の下、御自身や御家族、仲間を感染症から守るために、県民の皆様方お一人お一人が慎重な行動を心掛け、感染症対策を徹底することに御理解と御協力をお願いする次第であります。

ともにこの故郷、青森県を力を合わせて守ってまいりましょう。よろしく願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして本日の危機対策本部会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。